

海外に居住している年金受給者に関する質問主意書

提出者 中谷一馬

海外に居住している年金受給者に関する質問主意書

海外に居住している年金受給者については、日本年金機構において、マイナンバーを利用した住民基本台帳ネットワークによる生存確認ができないため、毎年、現況届の提出が必要となっている。本件に関連して、以下質問する。

一 海外に居住している年金受給者に係る現況届による確認の対象者数は、令和四年度、約四・四万件であると認識しているが政府も同様の認識であるかお示し願いたい。

二 一の者のうち、現況届の提出件数、現況届の未提出件数について最新の数値を政府が把握していればお示しいただきたい。なお、これらの数値を集計していない場合、その理由を政府としてはどのように認識しているのかお示し願いたい。

三 海外に居住している年金受給者について、死亡者数の推移及び現況届の未提出による年金支給の差止件数の推移を政府が把握していればお示しいただきたい。なお、これらの数値を集計していない場合、その理由を政府としてはどのように認識しているのかお示し願いたい。

四 海外に居住している年金受給者について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応によるもの

を除き、現況届が未提出の者に対し年金が支払われることはないと考えてよいか、政府の見解を伺う。また、年金が支払われることがある場合、具体的な事例を政府は把握しているか、把握しているならお答えいただきたい。

五 日本年金機構における現況届の文書保存期間は五年と認識しているが政府も同様の認識であるかお示し願いたい。また、文書保存期間が適切であると政府は考えているのか見解を伺う。
右質問する。